

湘南地域 調達情報

平成31年3月8日公表 調達番号 湘19011号

件名:ゴミ袋等の購入【概算総価】(大磯警察署)

見積書提出期限:平成31年3月14日(17時) 見積書提出場所: 調達課 調達第二グループ

	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	ゴミ袋 20L	不問	半透明(10枚×60パック入) 0.03mm以上×600mm×520mm	-	5	箱	平成31年4月1日 ～ 平成32年3月31日	大磯警察署 1階 会計課 (中郡大磯町国府本郷207-1)
2	ゴミ袋 45L	不問	半透明(10枚×60パック入) 0.03mm以上×800mm×650mm	-	8	箱		
3	ゴミ袋 90L	不問	半透明(10枚×30パック入) 0.045mm以上×1000mm×900mm	-	10	箱		
4	液体石けん(詰替)	ミヨシ石鹸	そよ風(洗濯用) 1,000ml	否	50	袋		
5	台所用石けん(詰替)	ミヨシ石鹸	リフィル 350ml	可	80	袋		
6	漂白剤	花王	キッチンハイター 600ml	可	20	本		
7	タオル雑巾	不問	10枚入り 300mm×200mm 綿100%	-	25	袋		
8	洗濯槽クリーナー	エステー	洗浄力 洗たく槽クリーナー 550g	可	20	本		
9	パイプ洗浄剤	ライオン	パイプマンズムースジェル 1000ml	可	15	本		
10	モップ替糸	テラモト	T40 CL-366-218-0	可	15	個		

特記事項

- 1 この契約は、平成31年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。
- 2 予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 3 見積金額は、それぞれの消費税抜きの単価に、予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 4 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 5 見積書の余白部分に見積金額の100分の108に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切捨て)。
- 6 発注の都度、指定する期日までに納入すること(発注の目安は、それぞれ月1～2回程度を予定)。
- 7 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じた場合は、該当端数を切捨て)。
- 8 決定後は、「請書」を速やかに提出してください。
- 9 その他 別紙仕様書のとおり

同等品の確認の連絡先	所属	大磯警察署	担当者	飯島	電話 FAX	0463-72-0110(内線230) 0463-72-0110
------------	----	-------	-----	----	-----------	-------------------------------------

- 1 件名  
ゴミ袋等の購入
- 2 契約期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日
- 3 購入予定数量  
数量については、概算数量であり、実際の購入数量とは異なる。
- 4 納入場所  
中郡大磯町国府本郷207-1 大磯警察署 1階 会計課
- 5 注文及び納品
  - (1) 注文については、随時ファクシミリにより注文するものとし、注文日の翌日から7日以内に納入すること。  
ただし、納入の最終日が土日、休日にあたる場合はその翌日とする。
  - (2) 納入品に不適格品があった場合は、直ちに代替品を再納入すること。
  - (3) 納品の際には、その都度大磯警察署長宛の納品書（納品場所、納入年月日、商号、代表者役職氏名、納入する品目、規格、数量、単位、単価及び金額を記載）を提出すること。
  - (4) 納入にあたっては、低公害車（排出ガスは発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施すること。
- 6 代金の請求  
代金の請求は、納品検査完了後、1ヶ月分をとりまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 その他  
契約した品目が製造中止などの理由により納入できない場合は、事前に書面により発注者の承認を得たうえで同等品を納入すること。
- 8 特記事項  
本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなします。
  - (1) 業者調査への協力
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
  - (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき年2.7%の割合で計算した違約金を徴することになります。  
ただし、契約の締結日までの間に同規則が改正された場合は、改正後の率とします。
  - (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表します。
    - (1) 及び(2)に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照してください。
  - (5) 本契約の中途において消費税及び地方消費税の税率が改正されたときの消費税及び地方消費税の税額は、改正後の税率によるものに契約を変更するものとし、